

(参考) これまでのこども・子育て政策の変遷 ～1.57 ショックからの 30 年～

- 我が国で「少子化」が政策課題として認識されるようになったのは、1990 年のいわゆる「1.57 ショック」以降である。1989 年の合計特殊出生率が 1.57 となり、戦後最低の合計特殊出生率となったことを契機に、政府は対策をスタートさせ、1994 年 12 月には 4 大臣（文部・厚生・労働・建設）合意に基づく「エンゼルプラン」が策定された。
- これに基づき「緊急保育対策等 5 か年事業」として、保育の量的拡大、多様な保育（低年齢児保育、延長保育等）の充実などについて、数値目標を定めて取組が進められたが、同時期に「ゴールドプラン」に基づき基盤整備を進めた高齢社会対策と比べるとその歩みは遅く、また、施策の内容も保育対策が中心であった。
- 2000 年代に入ると対策の分野は保育だけでなく、雇用、母子保健、教育等にも広がり、2003 年には少子化社会対策基本法（平成 15 年法律第 133 号）が制定された。翌年には「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、少子化対策は政府全体の取組として位置付けられるようになった。
- また、次世代育成支援対策推進法により、2005 年 4 月から、国や地方公共団体に加え、事業主も行動計画を策定することとなり、職域における「両立支援」の取組が進められるようになった。
- このように法的な基盤は整えられていったものの、こども・子育て分野への資源投入は限定的であり、例えば家族関係社会支出の対 GDP 比は、1989 年度の 0.36% に対し、1999 年度には 0.53% とわずかな伸びにとどまった。
- 2010 年代に入り、「社会保障と税の一体改革」の流れの中で大きな転機が訪れた。消費税率の引上げに伴う社会保障の充実メニューとして、こども・子育て分野に 0.7 兆円規模の財源が充てられることとなり、さらに、2017 年には「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）により、「人づくり革命」の一環として追加財源 2 兆円が確保された。
- こうした安定財源の確保を背景に、待機児童対策、幼児教育・保育の無償化、高等教育の無償化などの取組が進められ、待機児童は一部の地域を除きほぼ解消に向かうなど、一定の成果を挙げた。これらにより、家族関係社会支出の対 GDP 比は、2013 年度の 1.13% から 2020 年度には 2.01% まで上昇した。
- これまで累次にわたり策定されてきた「少子化社会対策大綱」は、本年 4 月に施行されたこども基本法に基づき、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定める「こども大綱」に引き継がれることとなった²³。

※23 令和 5 年 4 月 1 日に創設されたこども家庭庁は、結婚、出産又は育児に希望を持つことができる社会環境の整備等少子化の克服に向けた基本的な政策に関する事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどることとされている（こども家庭庁設置法（令和 4 年法律第 75 号）第 4 条第 2 項第 2 号

こども基本法の概要

目的

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども施策を総合的に推進する。

基本理念

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達に応じて、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

責務等

- 国・地方公共団体の責務 ○ 事業者・国民の努力

白書・大綱

- 年次報告（法定白書）、こども大綱の策定
（※少子化社会対策/子ども・若者育成支援/子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成）

基本的施策

- 施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映
- 支援の総合的・一体的提供の体制整備
- 関係者相互の有機的な連携の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の周知
- こども大綱による施策の充実及び財政上の措置等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に、内閣総理大臣を会長とする、こども政策推進会議を設置
- ① 大綱の案を作成
 - ② こども施策の重要事項の審議・こども施策の実施を推進
 - ③ 関係行政機関相互の調整 等
- 会議は、大綱の案の作成に当たり、こども・子育て当事者・民間団体等の意見反映のために必要な措置を講ずる

附則

施行期日：令和5年4月1日
検討：国は、施行後5年を目途として、基本理念にのっとりこども施策の一層の推進のために必要な方策を検討

□ こども基本法における「こども施策」の定義

- ・「こども基本法」は、議員立法により令和4年6月に成立・公布され、令和5年4月1日に施行
- ・同法第11条において、こども施策を策定、実施、評価するにあたっては施策の対象となるこどもや子育て当事者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることを国や地方自治体に対して義務付けている。
- ・「こども施策」とは以下のとおり定義づけられており、子ども・子育て支援事業計画の策定においても対象になると考えられる。

こども基本法

(定義)

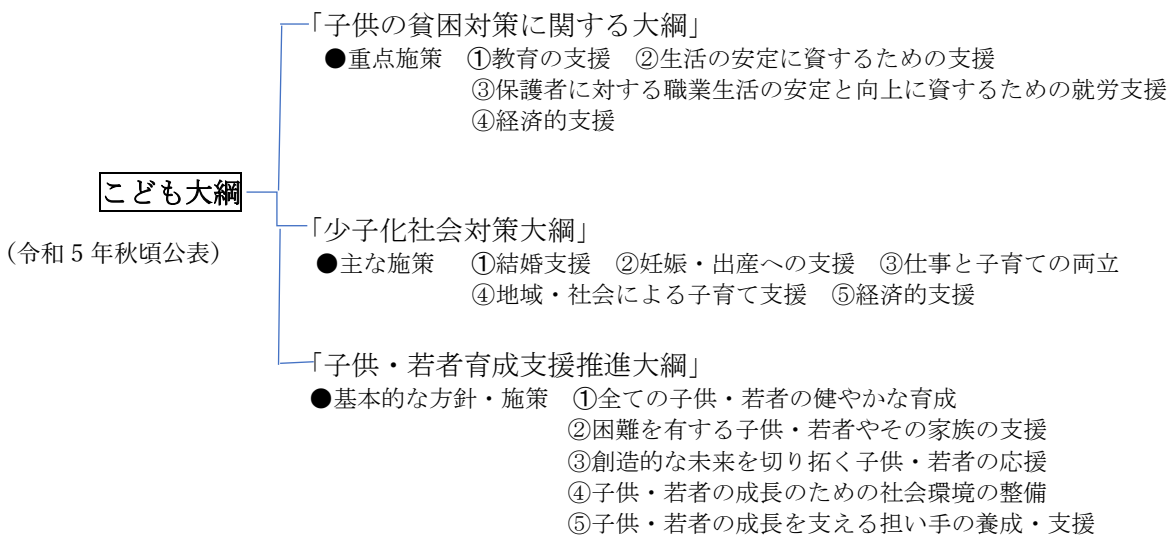
第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に構すべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(こども施策に対するこども等の意見の反映)

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。



□「こども政策推進会議」と「こども家庭審議会」の関係

○こども基本法第17条では、こども家庭庁に「こども政策推進会議」を置くことが明記されています。また、より専門的・実務的な観点から調査審議等をする役割の会議として、こども家庭庁設置法第6条で「こども家庭審議会」を置くこととされています。

○各会議は、以下のように位置づけられています。

	こども政策推進会議	こども家庭審議会
根拠法	こども基本法第17条	こども家庭庁設置法第6条
役割	内閣総理大臣を会長とし、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣のほか、関係閣僚を構成員とする会議であり、こども大綱の案を作成するほか、こども施策に関する重要事項についての審議及びこども施策の実施の推進等の事務をつかさどることとされている。	審議会として、こども施策に係る有識者や支援実践者、当事者などを主たる構成員とすることを想定しており、内閣総理大臣等の諮問に応じて、又は自ら専門的見地から、こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けた基本的な政策に関する重要事項の調査審議や内閣総理大臣・関係各大臣等に対する意見具申などを行うこととされている。

□こども未来戦略方針（2023. 6. 13 閣議決定）

○こども・子育て政策の基本的考え方

少子化は日本が直面する最大の危機。2030年代に入るまでが状況を反転できる重要な分岐点であることを認識

○こども・子育て政策の強化

（1）課題

- ・若い世代が結婚やこどもを生ま育てることへの希望をもちながらも、所得や雇用への不安などから将来展望を描けない。
- ・子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある。
- ・子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在する。

（2）3つの基本理念

- ・若い世帯の所得を増やす。
- ・社会全体の構造・意識を変える。育児負担が女性に集中している実態を変える。
- ・すべてのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する。

○加速化プラン

- ・今後3年間の集中取り組み期間で、できる限り前倒しして実施する。

（1）具体的な施策

- ・児童手当の拡充（所得制限の撤廃、高校生迄の拡充、第3子以降3万円支給）
- ・出産等経済的負担軽減（出産・子育て応援交付金（10万円）、出産一時金（42万円→50万円）、出産費用の保険適用）
- ・高等教育費の負担軽減（授業料減免、奨学金）
- ・年収の壁への対応（短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引き上げ）
- ・子育て世帯に対する住宅支援強化
- ・妊娠期からの切れ目ない支援の拡充（伴走型相談支援、産後ケア事業）
- ・幼児教育・保育の質の向上（職員の配置基準の見直し）
- ・こども誰でも通園制度の創設
- ・放課後児童クラブの充実
- ・多様な支援ニーズへの対応（社会的擁護、障害児・医療的ケア児の支援基盤の充実、こどもの貧困対策、ヤングケアラー、ひとり親家庭の自立支援、
- ・共働き・共育ての推進
- ・こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革